

安全データシート

プロコン40

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

作成日: 2024/03/15 改訂日: 2024/04/15 バージョン:

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : プロコン40
製品コード : 1111812130004_5
整理番号 : kisoka5156-2

会社情報

福德技研株式会社
〒730-0053
広島県広島市中区東千田町2-3-26
電話番号 082-243-5535 FAX 番号 082-243-6444

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : コンクリート補修剤
使用上の制限 : 工業用

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	爆発物	区分に該当しない	
	可燃性ガス	区分に該当しない	
	可燃性の高いエアゾール	区分に該当しない	
	エアゾール	分類できない	
	酸化性ガス	区分に該当しない	
	高圧ガス	区分に該当しない	
	引火性液体	分類できない	
	可燃性固体	区分に該当しない	
	自己反応性化学品	区分に該当しない	
	自然発火性液体	区分に該当しない	
	自然発火性固体	区分に該当しない	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	分類できない	
	酸化性液体	区分に該当しない	
	酸化性固体	区分に該当しない	
	有機過酸化物	区分に該当しない	
	金属腐食性化学品	分類できない	
	鈍性化爆発物	分類できない	
	健康有害性	急性毒性 (経口)	区分 4
		急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
急性毒性 (吸入: 気体)		区分に該当しない	
急性毒性 (吸入: 蒸気)		区分に該当しない	
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)		区分に該当しない	
皮膚腐食性/刺激性		分類できない	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		分類できない	
呼吸器感作性		区分に該当しない	
皮膚感作性		区分に該当しない	
生殖細胞変異原性	区分に該当しない		

プロコン40

改訂日: 2024/04/15 バージョン:

環境有害性	発がん性	区分に該当しない
	生殖毒性	区分 1A
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	分類できない
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	分類できない
	誤えん有害性	区分に該当しない
	水生環境有害性 短期 (急性)	分類できない
	水生環境有害性 長期 (慢性)	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない

ラベル要素

絵表示

(GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性 (GHS JP)

: 飲み込むと有害 (H302)
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

応急措置

: 飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。
(P308+P313)
口をすすぐこと。(P330)

保管

: 施錠して保管すること。(P405)

廃棄

: 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。
(P501)

処理時の追加危険有害性

: 通常の使用条件下では、重大な危険有害性はないと思われる。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

: 混合物

一般名

: 亜硝酸リチウム 40%水溶液

名前	濃度 (%)	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
亜硝酸リチウム	40	LiNO2	(1)-1213	1-(3)-289	13568-33-7
硝酸リチウム	5	LiNO3	(1)-765	-	7790-69-4
水酸化リチウム	< 0.3	LiOH	(1)-712	-	1310-65-2
水	≥ 54.7	H2O	-	-	7732-18-5

プロコン40

改訂日：2024/04/15 バージョン：

4. 応急措置

応急措置

- 応急措置 一般 : ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚は多量の水で洗浄する。
- 眼に入った場合 : 予防措置として眼を水ですすぐ。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
気分が悪いときは医師に連絡すること。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

- 症状/損傷 吸入した場合 : ヒト及び動物に対する毒性データは知見されていないが、本製品は吸入危険有害性と見なされる。
- 症状/損傷 皮膚に付着した場合 : 通常の条件下では特に無し。
- 症状/損傷 眼に入った場合 : 通常の条件下では特に無し。
- 症状/損傷 飲み込んだ場合 : 通常の条件下では特に無し。

医師に対する特別な注意事項

- その他の医学的アドバイスまたは治療 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素
- 使ってはならない消火剤 : データなし
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 有毒な煙を放出する可能性がある。
- 消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。
- 消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。
- 保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
- 応急処置 : 出動は、適切な保護装備を身につけた有資格者に限られる。
- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
- 応急処置 : 不要な職員を退避させる。
安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。

プロコン40

改訂日: 2024/04/15 バージョン:

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 封じ込め方法 : 砂または土により、すべての拡散した製品を吸収する。
流出した物質は吸着剤で回収し、下水溝や水路への侵入を防止する。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。
- 浄化方法 : 吸収剤の中で拡散した液体を吸収する。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
- その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策 : データなし
- 安全取扱注意事項 : 作業所の十分な換気を確保する。
使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
個人用保護具を着用する。
- 接触回避 : データなし
- 衛生対策 : 作業服と外出着とを分ける。個別に洗う。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
製品取扱い後には必ず手を洗う。
- 処理時の追加危険有害性 : 通常の使用条件下では、重大な危険有害性はないと思われる。

保管

- 安全な保管条件 : 施錠して保管すること。
- 安全な容器包装材料 : データなし
- 技術的対策 : 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する。
- 容器包装材料 : 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

- 個人用保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
- 呼吸用保護具 : [換気が不十分な場合]呼吸用保護具を着用すること。
- 手の保護具 : 保護用手袋
- 眼及び／又は顔面の保護具 : 安全メガネ
- 皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する。

個人用保護具シンボル



- 環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

プロコン40

改訂日: 2024/04/15 バージョン:

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 淡黄色
臭い	: 無臭
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: データなし
可燃性	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
爆発下限界	: 引火せず
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 8 - 10
動粘性率	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対密度	: データなし
密度	: 1.2 - 1.3
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しません。
化学的安定性	: pH=7 以下では、NO _x ガスを発生して危険である。
危険有害反応可能性	: 通常の使用条件下において、危険な反応は全く知られていない。
避けるべき条件	: 推奨の保存条件及び取扱条件の下では何もありません（第7項参照）。
混触危険物質	: 酸性物質とは絶対に混合してはならない（pH=7 以下では、NO _x ガスを発生して危険である）。
危険有害な分解生成物	: 通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

急性毒性（経口）	: 飲み込むと有害 LD50 419.3mg/kg（ラット）
急性毒性（経皮）	: 区分に該当しない(分類対象外)
急性毒性（吸入）	: 区分に該当しない(分類対象外)（気体） 区分に該当しない(分類対象外)（蒸気） 区分に該当しない(分類対象外)（粉じん、ミスト）

LN-40 【無着色品】	
ATE JP（経口）	419.3 mg/kg

皮膚腐食性／刺激性 : 分類できない
人の皮膚、粘膜に対して刺激性がある。

LN-40 【無着色品】	
pH	8 - 10

プロコン40

改訂日: 2024/04/15 バージョン:

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : 分類できない
 性 人の眼に対して刺激性がある。

LN-40 【無着色品】	
pH	8 - 10

呼吸器感作性 : 区分に該当しない(分類対象外)
 皮膚感作性 : 区分に該当しない(分類対象外)
 生殖細胞変異原性 : 区分に該当しない(分類対象外)
 発がん性 : 区分に該当しない(分類対象外)
 IARCなどの発ガン性物質のリストにリストアップされていない。
 生殖毒性 : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 分類できない
 特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 分類できない
 誤えん有害性 : 区分に該当しない(分類対象外)

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系 - 全般 : 本物質は水生生物に対して有害とは考慮されず、また、環境に対しても長期的な有害な影響を及ぼさない。
 水生環境有害性 短期(急性) : 分類できない
 水棲生物に対して有害。
 TLm(ヒダガカ) 24hrs 120ppm, 48hrs 84ppm, 72hrs 70ppm(亜硝酸リチウム固形分当たり)。
 水生環境有害性 長期(慢性) : 分類できない
 その他の情報 : ・水質汚濁に関する環境基準 1993: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/リットル。
 ・水質汚濁防止法の排水基準 平成13年7月施行: アンモニア性窒素×1/4 + 亜硝酸性窒素 + 硝酸性窒素 の合計量 100mg/リットル。

残留性・分解性

残留性・分解性 (分解性) 自然界では、亜硝酸酸化細菌により酸化されて、硝酸塩になる。

生体蓄積性

生体蓄積性 データなし

土壌中の移動性

土壌中の移動性 データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : 分類できない
 その他の有害な影響 : 追加情報なし

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
 廃棄方法 : 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。
 地域の廃棄規則 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。

プロコン40

改訂日：2024/04/15 バージョン：

- 推奨下水処理 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
 追加情報 : 空の容器を再利用しない。

14. 輸送上の注意

国際規制

国連勧告 (UN RTDG)

- 国連番号 (UN RTDG) : 非該当
 正式品名 (UN RTDG) : 非該当
 容器等級 (UN RTDG) : 非該当
 輸送危険物分類 (UN RTDG) : 非該当

海上輸送 (IMDG)

- 国連番号 (IMDG) : 非該当
 正式品名 (IMDG) : 非該当
 容器等級 (IMDG) : 非該当
 輸送危険物分類 (IMDG) : 非該当

海洋汚染物質

非該当

航空輸送 (IATA)

- 国連番号 (IATA) : 非該当
 正式品名 (IATA) : 非該当
 容器等級 (IATA) : 非該当
 輸送危険物分類 (IATA) : 非該当

国内規制

- その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）
 硝酸リチウム
 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
 硝酸リチウム、水酸化リチウム
- 毒物及び劇物取締法 : 非該当
- 水質汚濁防止法 : 有害物質（法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条）
- 海洋汚染防止法 : 有害でない物質（施行令別表第1の2）
- 外国為替及び外国貿易法 : 輸出貿易管理令別表第1の16の項
- 道路法 : 車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）
- 水道法 : 有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）
- 労働基準法 : 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

プロコン40

改訂日: 2024/04/15 バージョン:

16. その他の情報

その他の情報

: 記載事項は作成時点で入手できた情報に基づいておりますが、その内容を保証するものではありません。また、新しい知見により改訂することがあります。化学品には予見できない有害性がありうるため取扱いには細心の注意を払ってください。